

ふれあい福祉センター

児童扶養手当などの支援事業

児童扶養手当

18歳まで(一定の障がいのある場合は20歳未満)の子どもを育てているひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を促進するために、手当を支給します。

ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭または、その子どもを育てている養育家庭に対し、医療費の一部を助成します。※所得制限あり

母子家庭自立支援事業
教育訓練給付金：児童扶養手当の受給者または同様の所得の母子家庭の母に対し、医療事務、ホームヘルパー、簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の2割相当額(上限10万円)を助成します。
※申請前に申請が必要で、
高等技能訓練促進費：専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士などの国家資格など)を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に、修業期間の残り半分の期間について

手当額の変更

物価の変動に応じて手当額が変更となり、平成23年4月分から手当額が、0.4パーセント(全部支給額4万1720円↓4万1550円、一部支給額4万1710円↓9850円↓4万1540円↓9810円)引き下げになりました。

一定の金額を助成します。
閏子育て支援課 ☎209
特別児童扶養手当
精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。
【手当額】
▼1級(重度の障がい)：月額1人につき5万5500円
▼2級(中度の障がい)：月額1人につき3万3670円
※物価の変動に応じて手当額が変更となり、平成23年4月分から変更になりました。
※子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、手当が受けられないことがありますが、また、申請する方や同居している方の所得によっては、手当の支給が停止になることがあります。
閏障がい福祉課 ☎453



【事例】業者から電話があり、アメリカの上場企業の優先株に投資する匿名組合で、年8パーセントの配当があるというので資料を請求した。資料が到着後、別の業者から「権利を投資額の2倍で買い取りたいので、ぜひ組合員になるように」と電話があった。「これはよい話」と思って、販売業者と300万円を出資する匿名組合契約を結んだ。しかし、契約の内容がよく分からず不安になり解約したい。2倍で買い取るという業者からは、その後連絡がない。

高年齢者を中心に、消費者が損失を被るリスクを十分に説明しないなどの問題勧誘によって、実態の分からない高額な出資契約を結んでしまったという相談が増えています。また、販売業者以外の何者かが「何倍もの高値で買い取る」と購入をおおる詐欺的勧誘も見受けられます。
匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者に投資をして、その経営の一切を営業者に任せ、組合員はその利益配分を受け取る契約です(商法第535条以下)。組合という名称にもかかわらず、匿名組合契約は単に営業者と匿名組合員との個別契約にすぎないのです。そのため、組合員同士の間には、何の権利・義務関係もなく、匿名性が保たれるのです。
また、組合という名称から「公共性があるのではないか、安全なものではないか」と思いがちですが、共同で出資する農協や生協などの一般的な組合とはまったく別物です。悪質な勧誘や詐欺において、匿名組合という方式が使われる場合があります。

高年齢者を中心に、消費者が損失を被るリスクを十分に説明しないなどの問題勧誘によって、実態の分からない高額な出資契約を結んでしまったという相談が増えています。また、販売業者以外の何者かが「何倍もの高値で買い取る」と購入をおおる詐欺的勧誘も見受けられます。
匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者に投資をして、その経営の一切を営業者に任せ、組合員はその利益配分を受け取る契約です(商法第535条以下)。組合という名称にもかかわらず、匿名組合契約は単に営業者と匿名組合員との個別契約にすぎないのです。そのため、組合員同士の間には、何の権利・義務関係もなく、匿名性が保たれるのです。
また、組合という名称から「公共性があるのではないか、安全なものではないか」と思いがちですが、共同で出資する農協や生協などの一般的な組合とはまったく別物です。悪質な勧誘や詐欺において、匿名組合という方式が使われる場合があります。

【消費者へのアドバイス】
①「必ずもうかる」「高額で買い取る」などの勧誘を受けても、絶対に契約しないようにしましょう。
②匿名組合は、損失額が出資額を超えた場合、匿名組合員が出資額を超えて損失の分担をすることはありませんが、全損の恐れもあるなどリスク性が高く、契約内容を正しく理解できない消費者は絶対に手を出さないようにしましょう。
③匿名組合契約による投資などの金融商品を扱うには参入規制(金融庁への登録または届出があります。特に届出のみで業務を行う場合は、規制が大幅に緩和されているため、トラブルが多く発生しています。怪しい金融商品の勧誘を受けたり契約をしてしまったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。
☎商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

8月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>☎毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時 場市民相談室 定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>☎8月10日(水)午後1時30分～3時30分 場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>多重債務相談</h3> <p>借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)</p> <p>☎8月11日(木)・25日(木)午後1時20分～4時20分 場市民相談室 定6人(事前予約制)</p> <p>商工観光課 ☎336</p>
---	---	---

<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>☎8月15日(月)午後1時～4時 場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>☎8月1日(月)午後1時～4時 場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)</p> <p>☎毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時 場市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>☎8月1日(月)午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎995-3381～3</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあつせんについての相談</p> <p>☎毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>
---	--	--	--	--

<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>☎8月11日(木)午後1時～4時 場第3会議室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>☎8月7日(日)・21日(日)午前10時～午後4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p>	<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談</p> <p>☎8月3日(水)・17日(水)午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ 社会福祉協議会 ☎998-7616</p>	<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時 場教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p>
--	---	--	---	--

<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時 場家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>☎8月25日(木)午前10時～午後1時 場だいら児童館わんぱる 定6人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時 中央保育所 ☎998-7711</p>	<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>☎8月7日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時 場納税課</p> <p>納税課 ☎330</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>☎8月9日(火)午後1時～4時 場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>
---	--	---	---	--

◆7月は、固定資産税第2期・国民健康保険税第2期・介護保険料第2期・後期高齢者医療保険第1期の納期です。税金の納付には、安全・確実・便利な口座振替を。